平成２６年（フ）第８５１号
札幌市清田区平岡３条３丁目17番６号　カナルコートⅠ―105号
債務者　川合　絹代
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８７号
札幌市中央区南11条西12丁目１番36―309号
債務者　近藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９００号
北海道恵庭市相生町411番地　ヴェラシティコートＢ102号
債務者　迫永　伸一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５号
群馬県高崎市本郷町603番地10
債務者　小林　孝雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４６号
相模原市中央区清新１丁目３番23号　ヤマザキマンション302
債務者　高橋友香里
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４７号
相模原市中央区上溝７丁目36番18―202号
債務者　佐藤　正二
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４８号
相模原市中央区陽光台４丁目10番16号　朝日荘103号
債務者　熊谷　清文
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４９号
相模原市南区上鶴間６丁目16番１号　フラット福寿第３―201号
債務者　前田　善久
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５０号
相模原市南区相模台２丁目24番15号　イトーハイツ102
債務者　今野　恭二
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４号
新潟県三条市島田３丁目６番13号、前住所新潟県三条市大島4920番地
債務者　山田耕之資
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１６３号
静岡県三島市東町６番２号
債務者　佐藤　元治
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
三重県松阪市豊原町138番地11
債務者　山中　千晴
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３１０号
大阪府藤井寺市小山７丁目22番14号
債務者　髙橋　初美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
堺市堺区西湊町５丁４番１号　湊マンションＢ―305号
債務者　白石　貴士
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
東京都青梅市新町８丁目30番地の７ハイツ中原102
債務者　中村　　翔
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６６号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―９―516
債務者　川村　　徹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６７号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―９―516
債務者　川村　美香
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部